

本期日において明確にする事項は次のとおりである。

ろきも
山
人
は

新
水
及
町
わ
三
十
年
六
月
十
五
日
町
新
水
訂

正
の
中
を
本
に
定
め
て
附
録
し
新
水

送
達
の
期
日
は
町
わ
三
十
年
七
月
二
十
四
日

あ
ら
う
と
す
べ

お
も
い
だ
い
な

各
年
準
備
の
た
の
持
行
を
本
の
と

裁
判
長
は
合
議
の
上

持
行
し
た
の
経
緯
を
お
も
い
だ
い
し
な

此
上

昭和三十年四月二十五日 裁判所決定

原告 岩 剡 文 治 外一名

被告 國

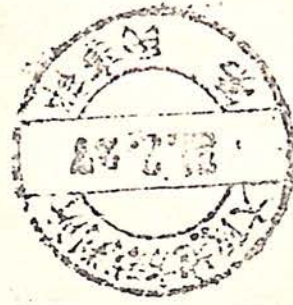
右代表者 法務大臣 牧 野 良 三

昭和三十一年二月二十四日

被告指定代理人

大阪市東区谷町二丁目三十一番地 大阪法務局公務部

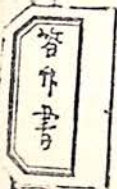
訟務部長 河 津 圭 一
部付候事 麻 植 福 雄



大阪地方裁判所第二民事部 御中

答 弁 書

第一 子 論



本明日こゝ、て月曜...

宮崎

請求の趣旨に対する答弁

原告等の請求を棄却する。

訴訟費用は原告等の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因に対する答弁

第一項ないし第六項 原告等主張の日時、米軍航空機がそれぞれ広島及び長崎の上空に侵入し、いわゆる原子爆弾を投下し、その炸裂の結果多数人を殺傷せしめたことは認めるが、被害結果が原告等主張のとおりであること及び原子爆弾の性能等については知らない。

昭和二十三年五月に経済安定本部が調査した結果によれば、被害のうち軍関係を除く死傷者数は、別表のとおりである。

第七項、第八項 昭和二十年八月六日頃国際放送においてトルーマン大統領が原子爆弾に言及したことは争わないが、その余の事実は知らない。

第九項ないし第十一項 争う。

第十二項ないし第十五項の被告に原告等に対し賠償義務又は損害賠償の義務のあることは否認する。

第十六項 知らない。

第十七項 争う。

被告の主張

第一、原子爆弾の使用が原告等の主張されるように国際法に違反する違法なものであることは直ちに断定できないと考える。

原子兵器は、原告等の主張されるとおり、それが広島に使用されるまで世界の人類によつて未だ一般に知られなかつたものであるから、その当時原子兵器使用の規則について実定国際法が存しなかつたことは当然であるし、また、現在においてもこれに関する国際的合意は成立していない。従つてかゝる意味の国際法違反という問題は起り得ないことはいふまでもない。しかして、原告等は、海牙陸戦法規その他挙示の条約の解釈上当然これに違反すると主張されるがこれら諸条約は、ほんらい原子兵器をその対象とするものではないのみならず、その条約の

趣旨を拡張してこれを包含するものと解釈することでもできないと思う。

かようなわけで、広島及び長崎における原子爆弾の投下をもつて直ちに原告等主張の如く国際法規に違反する違法のものと

断定することはできないのである。
第二、原告等が原爆被害国及び被害者個人に対し損害賠償請求権をもつものであることは、第一で述べた理由により遺憾ながら被告はこれを否定せざるを得ないのである。

なお、原告等は、広島及び長崎における原子爆弾の投下は国内法の不法行為を構成するとの立場をとつておられるのであるが、それが、国際法上違法であるか否かの問題は別として、害敵手段として行われたものである以上（このことは疑をいれないところである。一国際法違反が問題とされても国内法上の不法行為として取り上げらるべき問題ではないから、この点について

は主張自体が失当であるといわねばならない。
以上原告等に右の請求権があるとしても、この請求権なるも



のは、到底その実現性のない觀念的存在といわれなければならない。というのは、該請求權なるものは、国内法の下における一般の權利と趣を異にし、それ自体としては各國の實定法に基礎を有することなく、従つて、權利の行使が法的に保障されていないもの、すなわち權利として実行されるべき方法乃至可能性を備えないものといわなければならないからである。それは講和條約において相手國がこれを承認し具體的な取極めがなされるならば、こゝに始めて賠償請求權が現實の問題となるが、それは寧ろ講和條約そのものに由来する權利というべきであつて、これについての具體的取極めを含む講和條約締結前は、法律以前の狀態といわなければならない。しかも敗戦國の例から被害者の賠償請求が實現されたことは、歴史上その例がなく、戦勝國といえども講和條約によつて敗戦國から一定金額乃至一定役務の賠償を得る外その余の請求は一切これを行わないのが一般の例になつてゐるのである。

は右のとおり、原告等のいわゆる請求權なるものは仮に原告等

がこれを有す[○]としても何等權利たるに値しない抽象的觀念にすぎないから、かゝる抽象的觀念の存在及びその侵害を前提として、補償又は賠償を求める原告等の本訴請求は失当であるといわねばならない。

第三原告等は、平和条約第一九条の規定によつては、原告等が原爆加害国及び加害者個人に対して有する損害賠償請求權は放棄されず、平和条約第一九条の規定にかゝわらず、原告等の請求權は存在するとも主張されているが、この主張によるならば、平和条約第一九条の規定は、原告等の有する請求權と何等の關連を持つものではないから、これは、その主張自体から失当であることは明らか[○]といわねばならない。

なお、原告等の有する請求權なるものが、裁判外及び裁判上行使實現し難きものであることは、平和条約第一九条の規定の存否にかゝりないものであることは、前述したところ[○]かであると思うから、平和条約第一九条の規定によつて初めて實現し難き状態に陥つたものということはできないと考える。

第四次に原告等主張の請求権があると仮定して、平和条約第一九条の規定によりこれらの請求権が放棄されたものとしても、左記の理由から原告等は被告に対し補償請求権を有するものということはできないと考える。

一、すでに述べたとおり、原告等の請求権なるものが、法律以前の抽象的觀念にすぎず、しかも古来、戦勝國の側に國際法違反の行為があつても敗戦國の側からそれに対する賠償を請求した実例はなく、敗戦國の側からの賠償請求の放棄は古来からの國際慣行をなしているともみななければならないのであつて、講和に際して当然に放棄さるべき宿命を担うものにすぎない。

二、憲法第二九条は、國が私有財産を公共のために供する場合に正当の補償をなすべき旨を規定しているが、これによつて國民に直ちに具體的補償請求権が発生するわけではなく、國民が國に対して具體的補償請求権を有するのは、当該事項に關する法令にその具體的な規定が設けられて始めて然るので

ある。いゝ換えれば、憲法は、國が公共のために私有財産を使用または收用する場合には、その法令にこれに対する補償措置を具体的に規定すべきことを命じているにすぎないのであつて、憲法が直ちに國民に対して具體的請求權を賦与してゐるものではない。従つて法令が補償措置を設けずに私有財産權を使用收用し得ることを定めたとしても、その法令が違憲無効とされることはあつても、使用收用を受けた國民の側から直ちに憲法に基づいて國に損失補償を請求することは許されないと考える。

従つて、本件においても、原告等が条約と憲法とに基づいて直ちに國に対し補償を請求することは許されないといわねばならない。

第五原告等は、國家賠償法第一條の規定によつて、被告に対し賠償請求權を有すると主張されているが、これも次の理由によつて失当であると考えらる。

一、すでに述べたとおり、原告等の有する請求權なるものは、何

等權利たるに似しない損害賠償であるにすぎず、しかも敗戦国側からは、講和に際して当然に放棄さるべき宿命を背負っていたものにすぎないから、吉田首相をはじめとする日本全權団が平和条約に調印したことをもつて、權利侵害なりと主張することはできない。

二、平和条約は、昭和二十六年九月八日サンフランシスコにおいて我國とアメリカその他の連合国との間に調印され、同年十月十日召集の第十二国会において承認されたものである。従つて、仮に平和条約の内容に国内法体系の見地からみてこれにそぐわないものがあるとしても、条約そのものを違法とすることはできないのであるから、成立した条約が適法有効なものであるかぎり、その条約の締結行為をもつて違法視することはできないと思う。これは有効な法律が成立すれば、この法律により個人の權利ないし利益が左右されることはあつても、この法律を成立せしめた立法行為自体を違法と評価することは論理上許されないことと異ならないからである。しか

も二議和条約の調印に依りて、全權臣に許される交渉の余地が極めて限局されたものであるのが常であること及び従来の講和条約の先例等に照すれば、本件の如き請求權の放棄に關する条項を含む平和条約に対し、日本の全權臣が調印したことを受當を欠くものといふ得ないことも明らかであると思ふ。よつて、この調印の不法を前提とする原告等の賠償の請求は失當といわねばならない。

第六從來の戦争において世界の何人も経験したことのなかつた原子爆弾の炸裂の下に置
人達に対しては、被告は深甚の同情を惜しむものではないが、これらの人達に対する慰藉の途は、他の一般戦争被害者に対するそれとの均衡や國の財政の状況等を勘案して決定されなければならぬ。そしてかゝる措置を立法上又は財政上講ずべきか否かは法律問題でなくて政治問題に外ならない。

従つて、立法上かゝる措置のとられていない現在においては、被告は原告等に対し補償又は賠償をなすべき義務はないと考へ

るものである。

附 属 書 類

一、答 弁 書 副 本

一 通

つたより認めべき点は惜しま

認否し認めるべき点は惜しま

子 誦 訓 書

● 上 裁 判 所